



発行所
岐阜県中小企業団体中央会

岐阜市藪田南5丁目14番53号
 岐阜県県民ふれあい会館8階
 毎月20日発行 購読料年間1,500円(1部125円)
 事務局直通電話
 管理調整チーム 058-277-1100(代) 組織指導チーム 058-277-1101
 広報・事業チーム 058-277-1102 情報チーム 058-277-1103
 事務局FAX番号 058-273-3930
 東濃支所 0572-25-0865 飛騨支所 0577-34-4300
 東濃支所FAX番号 0572-23-7431 飛騨支所FAX番号 0577-36-4220



← 中央会・県・商工中金との三者協定



平湯大滝結氷まつり →

2007
3月号

主
 な
 記
 事

中央会の動き(官公需フォーラムほか)
 組合の動き(葉膳料理が人気ほか)
 2月の景況調査
 海外レポート(ニューヨーク)

2~3 改正組合法の解説(会計帳簿の保存など) 7
 4 組合支援情報 8
 5 事務局だより 9
 6 各種保険制度のご紹介 10

時の課題

中央会では、県、商工中金と連携し、仕事と家庭の両立支援に積極的な組合や企業を支援することとし、去る2月28日、社会長、古田知事、長谷川商工中金岐阜支店長の3者で「仕事と家庭の両立支援に取り組む企業への支援協力に関する協定」の調印式を行った。

これは、県の「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」の制定を機に、中小企業における仕事と家庭の両立への取り組みを3者連携して支援しようとするもの。県は、子育て支援企業登録制度の創設をはじめ様々な支援策の実施、中央会は、前記登録制度への登録・一般事業主行動計画の策定支援や講演会・研修会の開催、商工中金は、支援企業に対する貸出などの金融支援を、それぞれ連携しながら行うこととしている。こうした取り組みは勿論全国初となる。

県・商工中金と協力協定

全国初・仕事と家庭の両立支援で

度)に回復するという極端に楽観的な場合でも、減少が止まるには60年ほどかかる長期的な問題でもある。

仕事と家庭の両立は、社会全体で取り組むべき少子化対策として有効であるのみならず、企業にとっても職場の活性化や生産性の向上、人材の採用・定着、企業イメージの向上の観点からも重要だ。1月に本会が行った「女性の能力活用支援セミナー」で講師の㈱ワーク・ライフバランスの小室社長は、自社の経験から、育児休業経験者つまり井戸端会議経験者の価値観が会社には新鮮で有用だったとも述べておられた。

商工中金をはじめ様々なところで支援策が講じられている。初めて育児休業者が出た中小企業に対する助成金の支給等も行われている。中央会は、これらの活用を含め、組合・企業からの相談に積極的に対応している。ぜひ利用されたい。

日本の少子・高齢化は深刻だ。県の研究会の推計によれば、今のままのいけば30年後の県人口は162万人(今の岐阜市以上の人口の減少)となり、その3分1は65歳以上の高齢者となる。また、仮に出生率が5年後に人口置換水準(合計特殊出生率が2.1程

また、商工中金とは、従来から「中央会提携ローン」(中央会の推薦があれば、無担保・優遇金利の貸付が受けられる。)をはじめ様々な形で連携を密にしてきたが、これからも組合・企業支援で有効な事項については一層の連携を保っていくこととしている。

官公需フォーラムで12項目を要望

中央会と岐阜県建設関連業団体部会(戸島一博部会長)は、官公需フォーラムを2月8日、グランヴェール岐山で開催した。

県下の中小建設関連業界を取り巻く環境は、公共工事の削減、大手企業の進出等による競争の激化、請負単価の値下げなどにより厳しい状況が続いている。また、建設廃材、残土処理等への対応も求められている中で、12項目を県及び県議会に要望した。

県との『県官公需懇談会』では、出席された棚瀬直美県土整備部長から県の官公需発注について、「県では、安全・安心に配慮した政策を行っている。県内のインフラ整備は途中の段階であるが県の財政状況は良好とは言えず、長いスパンで考えて頂きたい。また、県では『建設工事共通仕様書』の特記事項に“県内に本店を有する者の中から選定するように努め、調達する工事材料は岐阜県産とするよう努めること”と明記しており、概ね県内業者への発注が行われている。しかし、国や独立行政法人、中日本高速道路等の機関の中には、県内業者への発注率が50%程度と低い所もあるので、県としても機会があるたびをお願いしている状況である。」との説明がなされた。

次に、部会全体の要望として『地元中小企業への官公需発注の増大実現』を戸島部会長が述べた後、11組合から「県内産品・エコ製品の活用並びに適正価格による発注」、「公共工事での分離発注、地元業者の優先活用、下請業者の保護等」などについて要望した。

続いて、『岐阜県議会幹部議員との懇談会』が行われ、出席された白橋国弘議長、尾藤義昭副議長、藤墳守(総務)・松岡憲郎(農林)・西尾直躬(土木)・洞口博(教育警察)の各常任委員長、自民党岐阜県連の加藤一夫政調会長、部会顧問の猫田孝県議に対し、部会員から要望を行った。また、村瀬副部会長からは、「公共工事について、入札制度のあり方などを見直し、適正な価格と内容の判断によって発注する仕組みを構築して頂きたい。」と要望があった。各県議からもそれぞれの所見が述べられた後、猫田部会顧問からは、「県議会では業界の厳しい状況を理解している。入札制度のあり方など、今後も業界発展のために尽力していく。」と力強い発言があった。



地域ブランド創出を支援

中央会は、地域ブランドの確立を目指す岐阜県製麺協同組合(小林俊夫理事長)を支援するため、地域団体商標取得研究会を実施した。

昨年4月に制度化された地域団体商標を取得するため、今年度3回に亘り、専門家を交えて申請の方法や取得後の活動等について研究した。組合では、

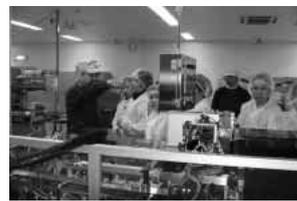
「地域団体商標を取得し、地域ブランドとして育てあげ、業界の活性化を図りたい。」と強い意欲を持っており、本会では今後も支援を続ける。

なお、県内でも下呂温泉など複数の組合等が取得している。また、平成19年度において、このような研究会などを行う組合には、本会が募集している組合等活動支援事業を活用して頂けます。組織指導チームまでご相談下さい。

レディースクラブが元気な中小企業を視察

岐阜県中央会レディースクラブ(加藤智子会長)は、2月20日に三重県中小企業レディース中央会の創立5周年記念事業への参加と併せて、万協製薬(株)の視察を行った。同社は外用薬品の専門メーカーで、「迅速・安価・確実・快適なサービスの提供」により、他社製品の受託製造や自社開発品のOEMで急速に業績を伸ばしている。

当日は、少量多品種に対応し、形態が異なる製品についても充填と包装を可能にした最新鋭の設備が揃う本社工場を見学。松浦信男社長からは、阪神淡路大震災により神戸から移転し、ゼロからの再出発を余儀なくされた経験談や売上を10年間で38倍に伸ばした経営戦略について説明を受けた。



労働者の健康管理が企業の業績を伸ばす

労働者に対する働きやすい職場づくりを行うことが、企業が持続可能かつ安定的に発展を目指すための重要な方策の一つとなることから、岐阜県中央会では職場環境改善セミナーを開催した。

労働安全衛生法の改正により、来年4月より労働者数50人未満の事業場においても、長時間労働者(月100時間超の時間外・休日労働を行った者)への医師による面接指導の実施が義務づけられる。産業医の服部素子講師からは、「経営者は労働者の心の

健康づくりのケア・面接指導等を行い、労働者の健康管理に努めて欲しい。」と、心のケアの重要性とノウハウについて説明がなされた。

また、派遣社員などといった非正規社員の増加により有期労働契約が増加する中で、労働契約の更新時などに様々なトラブル等が懸念されるため、その解決策についても研修した。社会保険労務士の岡本真仁講師は「労使間のトラブルを未然に防止するためには、労働契約の締結時に労働条件を明示し、書面にする必要が。」とポイントを解説した。

事業主の不安“事業承継”対策を学ぶ

経営者の高齢化が進行する中、後継者の確保が益々困難になっており、組合等からも後継者難について危惧しているとの声も聞かれる。企業価値を高め事業を発展させるには後継者を育成し、円滑な事業承継を行うことが重要である。そこで、事業承継の方法がわからないなどの事業主の不安を払拭するため、岐阜県中央

会では「中小企業のための事業承継対策セミナー」を開催した。

セミナーでは、次世代経営者へのスムーズなバトンタッチを行うため、事業承継の円滑な進め方、その留意点等について研修した。中小企業診断士の水野雄二講師からは、「後継者を誰にして会社をどうしていくか、相続対策についてなど、事業承継計画を立てることからはじめて欲しい。」とポイントを説明した。

改正組合法のポイントを説明

本年4月から施行される改正組合法について、1月に政令、2月には省令が相次いで公布された。岐阜県中央会では、昨年11月に法律の改正内容についての説明会を開催したが、これに引き続き、政省令に規定された組合の事務手続き等について県下3会場で説明会を開催した。

3月2日に開催した岐阜会場には162人が出席し、経過措置が設けられていない通常総会までの事務手続きの流れについて解説したほか、省令で細かく定められた決算関係書類及び事業報告書の記載項目等について説明した。

説明会での資料が必要な組合は、組織指導チームまでご連絡下さい。

成功の可否は経営者次第

岐阜県中央会と岐阜県青年中央会(山岡利安会長)は、3月5日にセゾピア土岐で青年部講習会を開催した。

講師には(株)壱番屋の宗次徳二特別顧問(CoCo壱番屋の創業者)を招き、「事業の成功の可否は、どこまでいっても経営者したい」をテーマに講演した。宗次特別顧

問からは、「繁盛しているお店は入口を見ただけで分かる。経営者は誰よりも早く出社し、そして掃除をする。自らが従業員の手本となり、経営者自身の姿勢を正すことが重要である。」と話した。また、事業成功の可否について、成功は成功者に学ぶ。お客様本位で商売をする。人に優しくない経営者は失敗するなど、いくつかのポイントが説明された。なお、講習会の要旨、成功のポイント等は、青年中央会ホームページ(<http://www.chuokai-gifu.or.jp/seichu/>)に掲載しておりますので、一度ご覧下さい。



組合等がホームページを新規開設

全国中央会の補助事業「組合等Web構築支援事業」を活用し、今年度、新たに2組合がホームページを作成した。

岐阜県室内装飾事業協同組合(上野洋之進理事長)
=【アドレス】<http://www.gisokyo.com/>

岐阜県食肉事業協同組合連合会(熊崎金良理事長)
=【アドレス】<http://www.gifu-nikuren.com/>



岐阜県製本紙工工業組合

理事長 田中 三郎

500-8801 岐阜市忠節町2丁目4番地

☎ 058 262-1086

FAX 058 265-3768

建設足場事業協同組合

理事長 清水 敏之

〒501-6257 羽島市福寿町平方7丁目33番地2

☎ 058 397-0233

FAX 058 397-0237

岐阜県火災共済協同組合

理事長 堀 克己

〒500-8358 岐阜市六条南2丁目11番1号

☎ 058 272-3555

FAX 058 274-0164

◆4月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です!

【岐阜県交通安全対策協議会】

長良川温泉旅館の薬膳料理が人気

岐阜県中央会の助成事業を活用して、**岐阜長良川温泉旅館協同組合**(伊藤善男理事長)が研究開発した「美濃薬膳」料理が、女性客から人気を集めている。鶏飼だけでなく新たな魅力づくりをしようと薬草に着目し、平成12年度に活路開拓調査事業、14年度に実現化事業を活用して美濃薬膳を作り上げた。疲労回復や滋養強壮に良いと言われる薬草を数多く使用し、温泉入浴とセットの商品などを提供している。また、同事業を進めていく中で“改めて組合で出来ることは何か”を考え、長良川周辺のハイキン

グコースの設定、ネット予約の実施などにも取り組んでおり、最近では、薬膳料理を食し薬膳風呂に入る健康ツアーも企画するなど、行政等との連携を図りながら長良川温泉への集客と魅力アップに努めている。

組合では、「地道な取り組みの成果が少しずつ表れ、認知度も上昇している。さらなる向上を目指して、“美濃薬膳”をブランド化し、他との差別化を図っていきたい。」と話しており、長良川河畔の活性化が期待されている。詳細は、組合ホームページ(<http://www.nagaragawa.org/>)をご覧ください。

下呂温泉が効能&入浴方法を紹介

下呂温泉旅館協同組合(滝多賀男理事長)では、組合内に組織された「健康保養温泉地づくり実行委員会」が中心となり、下呂温泉の効能を紹介するリーフレットを作成し、温泉の正しい入浴法を示すビデオの制作をスタートした。

リーフレットには、下呂温泉の泉質の紹介、下呂温泉の特性を生かした入浴法、心身リフレッシュのプログラムなどが記載されている。また、リーフ

レットの内容をより分かりやすく説明するためのビデオ制作も行い、温泉の中でストレッチなど水中運動をすれば、血液循環を促進するなどの効果があり、健康増進にもつながることなどを紹介した。

リーフレットは、同組合(0576-25-2064)で配布しており、ビデオは4月から組合員の旅館などで視聴できる。



平湯温泉で「平湯大滝結氷まつり」

奥飛騨温泉郷の平湯温泉では、2月15日から25日まで「平湯大滝結氷まつり」を開催し、大勢の観光客が訪れた。**平湯温泉旅館協同組合**(岡田昇理事長)は、毎年このイベントに参画し、厳しい自然の寒さの中で、地元衆とのふれあいなど温かい温泉情緒で宿泊客を迎えた。

日本の滝百選に名を連ねる平湯大滝(高さ64m、巾6m)豪快に流れ落ちる滝水も、12月下旬の厳冬の訪れとともに巨大な氷柱へと姿を変える。今年は

暖冬の影響で滝全体の結氷は見られなかったものの、両側に氷柱が連なり、幻想的な世界を作り上げていた。

平湯大滝公園では雪像や雪灯籠が観光客を出迎え、巨大かまくらパーでは、たる酒が無料サービスされたほか、バザーや獅子舞などが催された。開幕日はあいにくの猛吹雪だったが、オープニングの打ち上げ花火で華やかに幕が開き、これまでの雪不足の景色から一変し、街全体が銀世界で覆われ、結氷まつりの光景を引き立てていた。

岐阜フラッグアート展が総務大臣表彰

地域の个性的で優れたイベントに贈られる「ふるさとイベント大賞(助)地域活性化センター主催」で、**岐阜市商店街振興組合連合会**(古川洋治理事長)が97年から実施してきた「岐阜フラッグアート展」が最高の『大賞』を受賞し、総務大臣表彰を受けた。フラッグアート展は、子供から大人まで楽しめる

イベントで年3回実施している。受賞について古川理事長は、「今後もこのイベントを通じて、地域の活力やにぎわい創出につなげたい。」と語った。



米国商社と代理店契約、見本市にも出展

美濃焼輸出プロジェクト(楓陽光会長)が米国のテーブルウェア商社・スキヤファティ社との間で米国内販売の代理店契約を結び、今月シカゴで開催された見本市に出展した。

今年度は、米国市場に絞って代理店獲得を目標に交渉などを進めてきた。現在、ニューヨークの同社ショールームに製品を一部出品している状況で、今後はこの見本市の成果を基に販売戦略を見極めていくとのこと。

靴用脱臭除湿剤の注文が増加

協同組合カーボテック飛騨(山下廣治理事長)では、オリジナル製品のセラミック炭を利用して『靴用脱臭除湿剤』を開発、生協を通して全国に発信し、利用者から好評を得て注文が増えている。湿気を吸うと再生サインシールがブルーからピンクに色が変わり、干して乾燥させると、繰り返し使用できる。

「自然から生まれたものはすべて自然に返す」という組合の理念から生まれたセラミック炭は、数ミリに砕いた木材を、独自のセラミックパウダーでコーティングし、高温で焼き上げた素材のため非常に軽く、脱臭や除湿の効果が高い。

組合では、「炭の特徴を活かして、人にも自然にも良いものを作りたい。」と話しており、今後もモノづくりへの挑戦を続けるとしている。

景況感若干の改善

材料・資材高の影響が依然大きい

2月景況調査

中央会が主要業種85組合(うち84組合による集計)を対象にまとめた『2月の特色』は次のとおり。

【2月の特色】組合から見た県内中小企業の特徴は 景況感若干の改善、材料・資材高の影響が依然大きい となっている。

2月の景気動向を前年同月比景況感DI値で見ると、DI値は、マイナス24となり、前月のマイナス26に対し、2ポイントの改善となった。景況感DI値は、2ヶ月連続の改善の動きとなり、11月の大幅な悪化の後、緩やかな改善傾向が続いている。

他の主要な動向についても、それぞれ前月の動向に対し、売上高DI値17ポイント、販売価格DI値5ポイント、収益状況DI値1ポイントの改善の動きとなった。売上高DI値の改善要因は、悪化から不変への変化が大きく、また、前月のサービス業等を中心に大きく下降した動向に対する反動の形となっている。

業種別の業況概況は、概ね前月と同様であるが、特記すべきこととして機械関係が堅調を維持していること、建設では引き続き厳しい状況が続いていることがあげられる。

コメントでは、依然、原材料価格等の値上りによるコスト増と価格転嫁難を指摘する意見は多い。価格転嫁への理解が得られた業種も一部しか見られないため、多くの業種では、収益面は依然として厳しい状況が続いている。

県内中小企業主要業種の景気動向 (2月末調査)

表の見方：売上・景況感： 好転・増加 変わらず 悪化・減少

区分	業種	調査項目	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
食料品	牛乳・乳製品 豆腐 食肉(国産) 菓子菓 米 寒天水産 製産類	系						
		ニット工業						
		毛織物						
		合成繊維織物						
木材・木製品	製材 銘木 集材 家具(飛騨地区) 東濃ひのき	材						
		材						
紙・紙加工品	家庭紙 特殊紙 紙加工品							
印刷	印刷							
化学ゴム	プラスチック							
窯業・土石	陶磁器(工業) 陶磁器(輸出) タイル							

区分	業種	調査項目	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
窯業・土石	窯業原料 石灰 生コンクリート 砂利生産 砕石生産							
鉄鋼・金属	鑄物 刃物等金属製品(輸出) 刃物等金属製品(内需) メッキ							
一般機械	県金属工業団地 可児工業団地 金型							
電気機械器具	電機機械器具 輸送用機器							
各種物産品	各種物産品(観光) 各種物産品(ギフト)							
卸売業	医薬品卸 電設資材卸 陶磁器産地卸 機械・工具販売							
小売業	青果販売 水産物商業 家電機器販売 メガネ販売 中古自動車販売 石油製品販売 共同店舗(東濃) 共同店舗(飛騨) 生花販売							
商店街	岐阜市商店街 大垣市商店街 多治見市商店街 恵那市商店街 高山市商店街							
サービス業	自動車車体整備 自動車タイヤ整備 長良川畔旅館 下呂温泉旅館 高山旅館 クリーニング 広告美術 情報サービス業 映像制作 飲食業 ビルメンテナンス 理容・美容業							
建設業	土木(岐阜地区) 土木(飛騨地区) 土木・建築(羽島地区) 建築(各務原地区) 鉄構造物 電気工事 管設備工事 建築板金 木製建具 産直住宅(付知地区)							
運輸業	貨物運送(県域) 軽運送							

海外駐在員レポート

日本食文化フェスティバル in NY

ニューヨーク駐在員 早川 真生

日本食が脚光を浴びている米国ニューヨークで、3月4日(日)から10日(土)までの1週間、日本食文化の総合イベント「日本食文化フェスティバル」が開催された。

このフェスティバルは、日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューヨークセンターが中心となり、日本の「食」を米国において経済及び文化的側面から総合的に紹介する試みで、展示会、シンポジウム、フードフェスタ、レストランウィークの4つの柱と関連事業から構成されている。日本の食文化の魅力を伝え、農林水産物など日本産品の輸出促進をめざすこの取り組みを紹介する。

ジャパンパビリオン(展示会)

ニューヨーク最大の展示会場ジャビッツセンターで4日から6日までの3日間開催された世界規模の食品関連見本市「国際レストラン・フードサービスショー」へ、日本から25の食品関連企業・団体が出展しジャパンパビリオンを形成するとともに、周辺にも日系企業がブースを構え、日本の食品や食材を米国の食品関連輸入業者やレストラン関係者、メディアなどに広く紹介した。

今回は残念ながら岐阜県関連の出展は無かったが、和牛、イチゴ、昆布などの高級食材、八丁味噌、黒酢などの特色ある調味料、日本直送の冷凍寿司など付加価値のある加工食品、さらに和包丁や漆器などの食周り品が紹介され、新規性、希少性、多様性に富む内容。

日本食文化シンポジウム

米国人にとっての日本食文化の魅力、その普及の過程と今後の可能性など「日本食文化の米国への浸透」をテーマに、5日午後、ジャパン・ソサエティーを会場に開催。

茂木友三郎氏(キックマン会長)が基調講演し、「日本料理は西洋料理や各国の料理と影響し合いながら、今後もより進化発展していくだろう」と日本

食文化の広がりと言った。

その後のパネルディスカッションでは、ゲストにNY料理界の重鎮ダニエル・ブールー氏、アメリカ版料理の鉄人として知られる森本正治氏、日本料理研究家のエリザベス安藤氏を迎え、米国における日本食文化普及の歴史や日本食レストラン事情、日本食産業の今後の展望などについて様々な角度から討論が交わされ、参加者の日本食文化に対する理解を深めた。



ジャパニーズ・フードフェスタ

米国の食品関連業界関係者やメディアを対象にした招待者限定のイベント性の高いレセプションを、5日夕、マンハッタンのホテルで開催。

ステージ上で、日米スターシェフによる料理のデモンストレーションを実施。日本側からは京都の有名料亭として名高い、たん熊北店、たん熊彦彦、梁山泊の各ご主人(栗栖正博氏、栗栖基氏、橋本憲一氏)が参加され伝統的懐石料理を、米国側からはニューヨークのトップフレンチシェフであるデヴィッド・ブレイ氏が豆腐や湯葉などの日本食材を使用した料理の実演を披露し合い、出席者はそれぞれの料理を試食。

ジャパニーズ・レストランウィーク

4日から10日までの1週間は、ニューヨーク地区から39店の日本食レストランが参加するレストラン週間。公募での参加レストランによる期間限定特別割引メニューなどの提供を通じ、広く一般消費者に対して日本食文化への興味と普及を促す機会を増やす。

関連事業(各種団体による関連行事)

「徳利と盃」を題材とした陶磁器とガラスの文化交流展や、石川県能登地方特産の魚醤「いしり」を使用した料理によるチャリティー夕食会なども開催。

日本食レストランの数や日本酒の輸出額の伸びを見るまでもなく、日本の食文化は米国では身近なものになりつつある。同時期に集中的に開催された今回の一連の取り組みにより、「日本食文化」にまつわる多様な日本産品について、米国市場における新たな需要を大いに喚起できたと手応えを感じている関係者も多い。日本食文化のさらなる普及の素地が醸成されつつあるとも言え、岐阜県産品・企業の今後より一層の進出・展開も期待したい。



ジャパンパビリオン(展示会ブース)の様子=米国・NY(2007年3月)

組合の皆さん! こんな支援をご存知ですか?

中央会では、組合運営上の課題解決や組合員企業の人材育成等を支援するため、「組合等活動支援事業」を実施しています。同事業は、組合から提起されたテーマに沿って、専門家又は本会指導員による助言を行うもので、今年度は12組合に対し、延べ43回の研修会・研究会を行いました。

現在、平成19年度における事業実施を希望する組合等の募集を行っております。研修会などの実施を検討されている組合等は、中央会・組織指導チーム(058-277-1101)までご相談下さい。なお、事業の詳細は、本紙2月号8頁に掲載しております。

また、組合等中小企業者の皆様に支援するため、本会を始め、行政や各団体等では様々な支援事業が行われています。そこで今回、組合等で開催している組合員の資質向上のための研修会に対して、講師等派遣についての支援をしている様々な制度をご紹介します。積極的に活用頂き、組合等が抱える課題解決などにお役立て下さい。

岐阜県

県職員出前トーク制度

県職員が皆様のところへ直接出向き、県政の情報について説明をするものです。また、県の施策に反映させることを目的に、県に対する意見や要望を参加者の皆様からお伺いしています。概ね20人以上の研修会等を対象とし、提供するテーマは、287項目(平成18年度)となっています。県庁ホームページ(<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11103/demae/index.htm>)では、提供テーマ一覧表などが確認出来ます。

職員の派遣料や資料代については、無料です。ただし、有料の会場を使用される場合の賃借料については、申込み団体での負担となります。

独立行政法人中小企業基盤整備機構中部支部 中小企業・ベンチャー総合支援センター

創業、新事業開拓、経営革新などを目指す中小企業等の様々な経営課題解決や成長支援のために、経験豊富な専門家であるアドバイザーを配置し、次の事業を行っている。

専門家継続派遣事業(有料)

企業の目標、課題に応じて、経営全般から事業計画・経営改革、マーケティング戦略、M & A等の企業フレームの構築支援、経営資源の充実・強化の支援などを行う。中小企業等が提起する内容に応じて、6ヶ月以内から、1年以内で支援が決められ、月2回程度の日程で派遣計画が組まれる。費用は1人・1日=16,700円(税込)

企業等OB人材派遣事業(有料)

大手企業等のOB人材を短期集中的に中小企業に派遣し、特定の経営課題解決に必要な実務知識・ノウハウからのアドバイスを行う。中小企業等が抱える課題等に応じて、3ヶ月以内かつ10回以内での派遣計画が組まれる。費用は1人・1日8,000円(税込)

独立行政法人雇用・能力開発機構岐阜センター

能力開発の相談援助(無料)

事業主団体及び事業所の従業員の方々の段階的・体系的な人材育成に係る職業訓練の実施、講師の派遣、施設設備の開放などについての相談援助を実施している。

- ・コースの種類=機械、溶接、電気、制御、情報・通信等
- ・時間数=2日間(12時間)~5日間(30時間)程度

詳しくは、ポリテクセンター岐阜(0572-54-3161)又は機構ホームページ(<http://www.ehdo.go.jp/gifu/>)でご確認下さい。

財団法人21世紀職業財団

職場におけるセクシュアルハラスメント(セクハラ)防止従業員研修への講師派遣(有料)

セクハラの原因と背景、セクハラの内容、セクハラを起さないための心構え等の研修を行う。基礎編と応用編があり、今回は基礎編を紹介する。

【対象者】 従業員、管理職 【時間】 90分 【テキスト代】 従業員150円/管理職250円

【講師派遣料】 50人以下の場合3万円 51人以上の場合5万円 101人以上の場合7万円

講師派遣については、別途旅費(講師は主に名古屋から)が必要。また、月~金曜日の9時から17時以外の派遣は、時間外料金が加算される。詳しくは、雇用均等業務部(03-5276-3692)までお問い合わせ下さい。

東海財務局岐阜財務事務所(無料)

「最近の経済情勢(と見通し)について」や「最近の中小金融機関を巡る情勢」などの講演を希望する組合等に対し、講師の派遣を行っている。詳細は、岐阜財務事務所総務課(058-247-4111)までご相談下さい。

改正組合法の解説 (第 4 回)

会計帳簿の保存義務 (第 41 条)

【変更点】 会計帳簿は、10 年間保存しなければならない。

(会計帳簿等の作成及び閲覧等) 一部抜粋

第四十一条

2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

会計帳簿については、保存期間が規定されていませんでしたが、この 4 月 1 日以降はその閉鎖の時から 10 年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならなくなりました。

共済事業の定義の創設関係

これまでの中小企業等協同組合法には、火災共済事業以外 (生命、自動車等) の共済事業の明確な定義規定はありませんでしたが、今般の改正でこの共済事業の定義が規定されました。

まず、組合員から事前に何らかの資金を徴収し、何らかの事故が発生した時に、組合員に対して一定の金銭を支払う場合、事故の内容及び慶弔金、見舞金といった名称に関わらず共済事業に該当することとなります。共済事業に該当した場合、保険業法に類似した改正法上の諸規制が適用されることとなり、下記の点に注意して対応しなければなりません。

規制対象となる共済事業であるかどうかは組合員に支払われる金額で判断されます。

この共済事業に該当するか否かは、組合員である 1 契約者 (正確には 1 共済者当たり) に対して支払う金額 (共済金額) が 10 万円を超えるものであるか否かで判断されます。

この場合の「10 万円」の適用は複数の共済契約がある場合には、それぞれの契約ごとに判断されます。従って、現在実施している事業の名称が共済事業でなく、例えば慶弔見舞金等の給付であっても、金額的に共済事業の範疇に入る場合は共済事業とみなされ、規制の対象となることに留意する必要があります。共済事業に該当しないようにするためには、給付金額を引下げるか、保険会社の保険に切り替える事が必要です。特に、既に平成 19 年度の事業年度が始まっている組合では、事業年度中に何らかの対応が必要となります。

他方で、商工組合、商工組合連合会においては、平成 19 年 4 月 1 日以降、共済金額が 10 万円を超える共済事業の実施が禁止されることとなります。

経過措置 (中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

共済事業については、施行日から起算して 6 月を経過する日までの間は、引き続き当該共済事業が行うことができる旨の経過措置が設けられています。しかし、引き続き当該共済事業を行う場合は、主務省令で定める要件等を満たし、共済規程を定め、行政庁の認可を受けなければなりません。

10 万円を超える共済事業を実施している組合 (慶弔金等で 1 人に対し 10 万円を超える支払いを行っている場合など) がございましたら、組織指導チーム (058 - 277 - 1101) までご連絡下さい。

事務局だより

今年4月から総会までの手続きが変わります!

今年4月以後の通常総会開催までの手続きが改正され、決算関係書類は監事の監査を受けた後に理事会の承認を受けることとされ、また、通常総会の招集に当たっては、決算関係書類と事業報告書(監査報告も含む。)を併せて提供することとなりました。さらに、監事が監査報告を理事に通知するまでの期間としては、理事から決算関係書類が提供されてから、原則4週間を経過した日までとされています(監事が4週間以内に通知することも可能)。

さらに、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を事務所へ備え置くことが義務づけられたことから、組合では事業年度終了後に速やかに関係書類を作成する必要があります。個々の監事の監査能力と監査に要する実際の期間を見極め、関係書類の作成期限を予め決定することが肝要です。

詳しくは、本紙2月号9頁をご覧ください。また、ご不明な点等がございましたら、組織指導チームまでお気軽にお問い合わせ下さい。

組合からの要望が税制改正に反映

岐阜県中央会、全国中央会では、組合から寄せられた要望事項について全国大会などの場で国等に強く要望してきましたが、平成19年度の中小企業関係税制改正の中で、その一部に対する措置等が盛り込まれました。

その内容は、経営基盤強化のための減価償却制度

の見直し、中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃、事業承継を計画的に進めるための制度の創設など、大きな改正がなされています。

本会では、3月23日に高山市民文化会館、26日にセラトピア土岐で、両会場とも13時30分より税制改正についての研修会を開催します。是非ご参加下さい。お問い合わせは、組織指導チーム。

連合岐阜との意見交換会

岐阜県中央会及び経済3団体は、2月28日に県民ふれあい会館で連合岐阜との意見交換会を行った。連合岐阜の柴田会長からは、今年の春闘や男女平等社会の実現に向けた要望書が手渡され、次のとおり要請があった。

春季生活闘争に関する要請

1. 公正分配と企業規模間格差の是正
2. パートタイム・契約・派遣労働者等の処遇改善

3. 法令順守 適正人員の確保と36協定の遵守・労働時間管理の徹底、高齢者の雇用安定と確保 関係法令遵守に向けた周知・指導 男女平等社会の実現に向けた要請

1. 改正男女雇用機会均等法の周知と就業規則の見直し
2. 次世代育成支援対策推進法による行動計画の有効活用
3. ワークライフバランスの推進

障害者雇用の促進をお願いします!

法律では、障害者の雇用について、全ての事業主が障害者を一定割合以上雇用する義務を定め、障害者雇用率として1.8%が定められています。しかし、中小企業の実雇用率は低い水準にあり、法定雇用率からは乖離している状況です。

一方、全国の公共職業安定所に登録している有効求職者数は15万人以上で、新規に求職登録する障害者も年々増加を続けています。

組合及び組合員企業においても、法律に定められた障害者の雇用促進をお願いします。

春の陶磁器イベントのお知らせ

- 4月8日 美濃民芸陶器の里まつり(共栄公園)
- 14~15日 第55回たじみ陶磁器まつり(オリベストリート周辺)
- 21~22日 第11回T O K I - 陶器祭り(土岐市中央通り周辺)
- 5月3~5日 第31回土岐美濃焼まつり(協土岐美濃焼卸センター)

詳しくは、中央会東濃支所(0572-25-0865)までお問い合わせ下さい。

2月21日~28日

21日 ぎふ少子化対策県民連携会議(県庁議会議棟)

23日 都道府県中央会事務局代表者会議(全国中央会)

26日 雇用・能力開発機構運営協議会、人材育成岐阜地域協議会(雇用・能力開発機構岐阜センター)

岐阜県中小企業再生支援協議会全体会議(岐阜商工会議所)

3月1日~20日

1日 岐阜大学地域交流協力会(グランヴェール岐

山)

2日 岐阜県雇用開発協会、岐阜県障害者雇用促進協会臨時総会(ウェルサンピア岐阜)

5日 岐阜地方最低賃金審議会運営小委員会(合同庁舎)

12日 岐阜地方労働審議会・同審議会家内労働部会(グランヴェール岐山)

16日 (財)岐阜県国際交流センター理事会(ふれあい会館)

20日 (財)岐阜県研究開発財団理事会(テクノプラザ)

岐阜地方最低賃金審議会(合同庁舎)

